

らるゝ健康保険法との不可分なる関係に見るも、また工場労働者以外の大勢激然も危険率の最も多き土木・建築、交通、運輸その他あらゆる労働者にその適用を拒めるに見るも更にその内容が余りにも資本家の当然の負担を過少に定めたるに見るに明かである。

更に最も慥むべきはその食務なる法規に對してすへも之を空文たりしむる多くの條例の存在することである。即ちかつては明治四十四年三月二十八日法律第四十六号工場法の実施を大正六年迄延期せしめて資本家の利益を計つた。今日では工場法の実施せられぬが殆ど同時に之に代る労働法規として健康保険法を實施して完全に工場法を骨抜きと化し去つてある。之れ明らかなる資本の最も巧妙なる労働階級に對する悪策なる擧取法である。

故に我等はかかる法規に斷乎として反對し、眞に産業危険の原則に因る労働者の補償と徹底せしめたる差税も要望すると共にその適用の範圍を拡張し、あらゆる産業、事業等の労働者の災害補償制度の確立を獲得するために現行工場法の徹底的即時改正を次の如く要する。

一、常時五人以上の労働者を使用する工場及び砂鋸業、石切業、土石採掘採取の事業、土木建築、修理及び変更保存、鉄道軌業の事業、交通、運輸、船舶、鉄道、倉庫の貨物積卸しの事業、商店食堂其他、凡ゆる産業事業の種類性質等を向はす本法を適用する

こと。

二、現行健康保険法と工場法の完全なる分離

三、有害危険なる産業に對しては別に災害防止に關する嚴重なる規定を設けること。

四、有害危険なる産業に従事する労働者には特別の手当を支給し、就業時間を他より短縮すること。

五、労資双方同数より成る災害防止委員會を設置し災害防止に關する権限をらしめること。

六、十八才未満の若及び女子に對しては如何なる場合と謂へども一日を通じて八時間を超過する就業をなさせしめること。

七、休憩時間は二時間以上とすること。(一週を通じて)

八、休日は一週間毎に一週として給料全額を支給すること。

九、浴場、食堂、脱衣場及び衛生事項は特別なる規定の下に設置すること。

十、女子の産前産後の休業期間は各ニヶ月として休養期間中の日給は國家及び雇主の全額支給すること。

十一、生児を哺乳する女子に對しては就業時間中一日に就き、三回以上各三十分以上の哺乳